

各指定訪問介護事業所管理者  
様  
各指定居宅介護支援事業所管理者

福島県生活福祉領域介護保険グループ参事  
(公印省略)

訪問介護の通院・外出介助における算定の取扱いについて(通知)

訪問介護の身体介護サービスである通院・外出介助(以下「通院介助」という。)における算定について、取扱いが統一されておらず事業所により算定方法が異なっている事例が見受けられたことから、今後は下記のとおりのお取扱いを原則としますので各事業所におかれましては本通知の内容に御留意の上、事業を行っていただくようお願いします。

記

#### 1 通院介助の算定上の留意点

身体介護サービスの一つである通院介助は、居宅から通院先等を経て居宅に戻るまでが1回の訪問介護となるので、算定の際はこれら一連の行為に要した総時間から、通院先における単純な待ち時間、診察時間など介護保険の対象とならない時間を控除した後の所要時間に応じた区分により算定すること。

例えば、人工透析の通院介助など、通院先での待ち時間が長時間になるような場合でも同様の取扱いとなり、往路と復路でそれぞれ1回の訪問介護として算定することはしません。

(例)

- 8時00分～ 8時30分 往路の移動等における介護
- 8時30分～ 10時30分 受診等(待ち時間含む)\*院内介助は行わない
- 10時30分～ 11時00分 復路の移動等における介護

上記事例の場合

身体介護1(231単位)×2回=462単位

ではなく、往復の移動に係る時間を合計した60分に対応する、

身体介護2(402単位)

を算定することとなります。

#### 2 通院等乗降介助との関係について

上記1は公共交通機関等を利用して行う身体介護としての通院介助に関する取扱いであり、訪問介護員が自ら運転する車両への乗車介助等を行う通院等乗降介助については、「「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適当関係等について」(平成15年5月8日付け老振発第0508001号、老老発第0508001号)により取扱いが示されておりますので、そ

ちらを御参照ください。

### 3 外出先における待ち時間の取扱いについて

上記1の場合、居宅から通院先等を経て居宅に戻るまでを1回の訪問介護として取り扱うこととなりますが、通院先等での介助の必要が無く受診等を終了するまでの待ち時間が長時間になる場合に、その待ち時間に別の利用者に対して訪問介護を行うことを妨げるものではありません。

ただし、その場合でも受診等を終えた通院介助の利用者が帰宅するにあたって不当に待たされることのないよう計画的にサービスを行うようにしてください。